

重要事項説明書

事業所の概要	
名称	社会福祉法人逗子市社会福祉協議会さくら貝サービス事業所
代表者	会長
事業名	指定居宅介護支援事業
所在地	逗子市桜山5丁目32番1号 (〒249-0005)
提供サービス	居宅介護支援
指定事業所番号	第1472500022号
事業実施地域	逗子市全域
連絡先	電話 046-870-5050
	FAX 046-870-5055
管理者	
窓口営業日	平日
窓口営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで
窓口休業日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日)
※上記営業日・営業時間並びに休業日の緊急連絡 : 080-6810-0825	
職員体制	管理者兼主任介護支援専門員 1名(常勤兼務)
	介護支援専門員 1名(常勤専従)
事業所が行っている他の事業	指定訪問介護事業(平成12年1月4日指定)1472500022

※2025年1月1日現在

この重要事項説明書は、ご利用を考えている居宅介護支援サービスについて契約を締結する前に知っておいていただきたい内容をご説明するものです。

わからないこと又はわかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

1 サービスの内容

- (1) 事業者（居宅介護支援事業者）は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という。）を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の供与を行います。

利用者は事業者に対して当該サービス事業者をケアプランに位置づけた理由を求めることが出来ます。

- (2) 居宅介護支援にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力いたします。

なお、利用者は事業者に対して複数のサービス事業所等の紹介をすることを求めることが出来ます。

- (3) 居宅介護支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないよう、公正中立に行います。

当事業所のケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は利用者の求めに応じて開示いたします。

- (4) 居宅介護支援にあたっては、要介護状態の軽減、悪化の防止に配慮するとともに、医療サービスとの連携につとめます。

- (5) 事業者は、ケアプランの作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、ケアプランの実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じてケアプランの変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

- (6) 前項のケアプランの実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

2 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を職員全員へ周知徹底を図ると共に虐待防止のための指針の整備をしています。
- (2) 職員に対して、虐待防止のための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所の職員または養護者（現に養護をしている家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村並びに当該地域の地域包括支援センターへ通報をします。

- (3) 虐待防止に関する担当者 管理者

3 衛生管理等

事業所において感染症が発症し、又はまん延しないように措置を講じます。

- (1) 衛生委員会を設置し、事業所における感染症予防及びまん延防止について対策を協議し、その結果を職員全員へ周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 職員に対して、感染症予防及びまん延防止のための定期的な研修を実施しています。

4 業務継続計画の策定等について

- (1) 非常災害や感染症発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的もしくは早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修や訓練を実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更などを行います。

5 担当の介護支援専門員

- (1) 担当する介護支援専門員は、次のとおりです。サービスについて相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。
- (2) 担当する介護支援専門員を事業者側の事情により変更する場合には、予め利用者と協議します。

介護支援専門員氏名	
連絡先（電話番号）	046-870-5050

6 市町村への届出

この居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続きにつきましては、前記の介護支援専門員にご相談ください。

7 サービス内容等の記録作成・保存

- (1) 事業者は、利用者に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を所定の書面に記載します。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに目標達成の状況等を記載した記録を作成して利用者に説明します。
- (3) 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、契約終了後5年間は適正に保管します。

- (4) 利用者は、事業者に対し、いつでも(1)、(2)に規定する書面その他のサービスの提供に関する記録の閲覧、複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費負担額を請求できるものとします。

8 利用者負担金

- (1) 居宅介護支援については、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費（実費）の支払いが必要となります。

9 キャンセル等

- (1) 利用者がこの居宅介護支援に係る訪問調査、居宅サービス契約の作成等のサービス提供をキャンセルし、又は中断する場合は、事前に次の連絡先（又は前記の介護支援専門員の連絡先）までご連絡ください。

さくら貝サービス事業所
連絡先（電話番号） 046-870-5050

- (2) ケアプランの変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡ください。
- (3) 利用者は、1週間以上の予告期間があれば、契約全体を解約することもできます（契約書第6条）。
- (4) サービス提供のキャンセル又は契約の解約の場合にも、キャンセル料等は必要ありません。

10 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに逗子市、利用者の家族及び関係機関等に連絡を行うとともに、適切な措置を迅速に行います。
- (2) 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、その責任の範囲において速やかに損害賠償を行います。
- (2) 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入しています。

11 秘密の保持

事業者は、業務上知り得た利用者等及び家族の秘密を他に漏らすことはありません。

また、従業者であった者に、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約としています。

1 2 サービスの提供中止について

地震（地震予知警戒警報発令時も含みます）や台風、感染症等の流行拡大、その他事業所の責に帰すべからざる事由によりサービス提供が困難な場合には、やむを得ずサービスを中止させていただきます。

また、利用者やその家族等から、サービス提供の継続が困難となるハラスメント行為が確認された場合にはサービスを中止させていただきます。

1 3 相談（苦情対応）窓口

(1) サービスに関する相談又は苦情については、下記の窓口で対応します。

事業所相談コーナー 担当：管理者	逗子市桜山5丁目32番1号
	さくら貝サービス事業所
	電話 046-870-5050
	FAX 046-870-5055
	対応時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 第三者委員

本事業所への苦情やご意見を、第三者委員に直接相談することもできます。

第三者委員は、市民により構成されています。

社会福祉法人逗子市社会福祉協議会	電話 046-873-8011 平日の午前8時30分から午後5時まで
------------------	---------------------------------------

(3)下記の機関において、苦情等の申し出ができます。

逗子市福祉部高齢介護課	電話 046-873-1111
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係	電話 045-329-3447

年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、本書を交付し重要事項を説明しました。

事業者	所在地	逗子市桜山5丁目32番1号
	名称	社会福祉法人逗子市社会福祉協議会 さくら貝サービス事業所
	代表者	社会福祉法人逗子市社会福祉協議会 会長 ⑩
	説明者	⑩

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項の説明を受け同意し、本書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	⑩
立会人	住所	
	氏名	⑩